

○地域計画の策定に伴う農振除外や農地転用許可の手続き変更について

高齢化や人口減少による農業者の減少や遊休農地の拡大等の課題解決に向け、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、笠間市内全域を対象とした「地域計画」を、令和 7 年 3 月末までに策定する予定です。この計画は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものです。

農地を住宅や駐車場、太陽光発電施設などの農地以外の用地にする際は、農業振興地域制度の「農用地区域からの除外（農振除外）」や、農地転用許可制度の「農地の転用（農転）」の申請が必要ですが、地域計画を策定した後は、地域計画区域内の農地で当該申請をする場合は、あらかじめ地域計画を変更（地域計画区域から除外）する手続きがさらに必要になります。

農振除外などや農地転用には、これまでよりさらに手続きに時間を要しますので、必ず事前に、そしてお早めに農政課へご相談ください。

（１）地域計画策定後の各手続きの締切日について

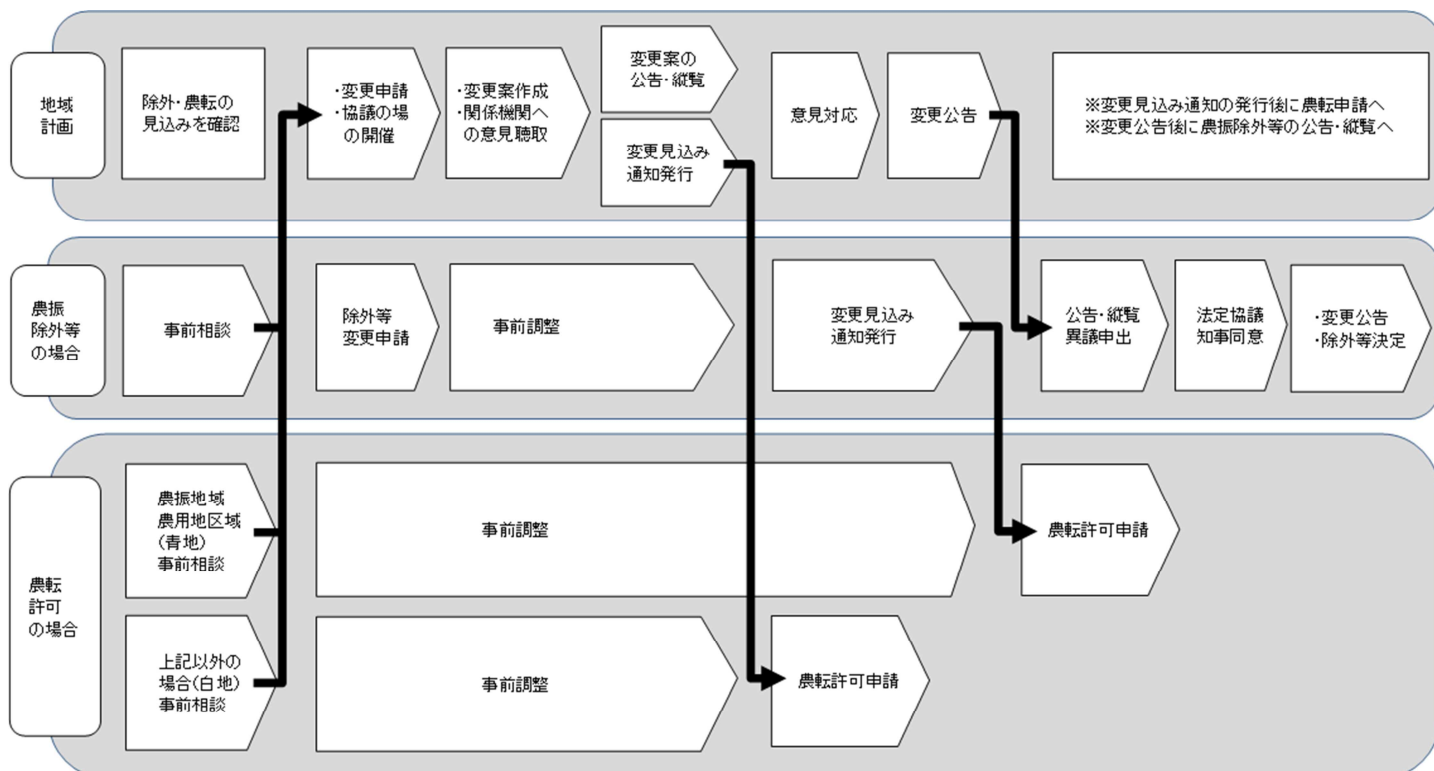
年度	地域計画の変更申請の 受付締切日	農業振興地域整備計画の変更申請 （農振除外等）の受付締切日	農地転用の許可申請の 受付締切日
令和 6 年度 【 変更前 】		4 月、8 月、12 月の 20 日（3 回/年）	毎月 10 日（12 回/年）
令和 7 年度～ 【 変更後 】	偶数月の 10 日（6 回/年）	4 月、10 月の 10 日（2 回/年）【予定】	毎月 10 日（12 回/年）

※締切日が土・日・祝日の場合、前日（市役所開庁日）が締切日

（２）地域計画の変更申請受付締切日から農地転用許可が出るまでの期間

- ・農振地域農用地区域（青地）の場合 → 最短でも 7 か月程度
- ・上記以外（白地）の場合 → 最短でも 3 か月程度

※申請の内容や農転許可申請のタイミングによっては、さらに期間を要します。



【問い合わせ先】

笠間市役所 産業経済部 農政課 農業振興グループ

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号 TEL 0296-77-1101（内線 528）